

### 『マイナ保険証』の利用促進について

マイナンバーカードの普及促進策として、「マイナンバーカードの新規取得」、「マイナ保険証の利用申込」、「公金受取口座の登録」を行うことにより、合計2万円分のマイナポイントを受け取ることができます。また、国は、2023年4月から、医療機関等に対して『マイナ保険証』の利用に必要なシステムを導入することを義務化する方針を示しています。そのような中、健康保険医療課では「マイナ保険証」の利用促進に努めているところです。

職員の方々もこの機会に『マイナ保険証』の利用についてご検討ください。

#### ○『マイナ保険証』のメリット

- ・本人が同意をすれば、初めての医療機関でも特定健診情報や薬剤情報を医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。
- ・「限度額適用認定証」がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- ・カードリーダーで顔写真を確認すれば医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。

#### ○マイナポータルでできること

- ・自身の特定健診情報や薬剤情報を閲覧することができます。
- ・医療費控除の手続きにおいて医療費通知情報の自動入力が可能となります。
- ・上記の医療情報の提供以外にも、国民年金の資格取得・種別変更や学生納付特例制度などの手続きを行うことができます。